

平成 16 年 11 月 22 日

個別官業の民間開放の推進について

官業民営化等WG
主査 鈴木良男

1 これまでの検討状況について

国等の事務・事業について、民間開放の対象となりうるものを網羅的に抽出することを目的として各省庁に対し調査を実施した結果、812項目の事務・事業について回答があり、これらの項目を中心に検討を開始。

本年度は、これらの事務・事業のうち、80項目程度を抽出し、第1次ヒアリングとして、7月の上～下旬、9月中旬～10月上旬にかけて、10回の各省ヒアリングを実施。

第1次ヒアリングの結果を踏まえ、40項目程度に関し、第2次ヒアリングとして、10月下旬に5回の各省ヒアリングを実施。

11月上旬には、官製市場民間開放委員会において、「社会保険の民間開放促進」及び「ハローワークの民間開放促進」について、公開で厚生労働省との意見交換を実施。

2 今後の進め方について

これまでの検討状況を踏まえ、答申案文のとりまとめに向けた、関係府省との折衝を継続。

主要な答申事項の現時点でのイメージについては別紙参照。

答申のイメージ（官業民営化等WG）

【問題意識】

以下の（1）～（4）の分類ごとに具体的施策として掲げるものについて、民間開放を進めるべき。

- | | |
|-------------|-------------------|
| （1）給付、徴収業務 | （2）公的施設等の整備・管理・運営 |
| （3）統計調査、製造等 | （4）検査・登録、資格試験等 |

民間開放を図るべき事務・事業は、今回答申を行う業務にとどまるものではなく、本年度取り上げた全事業を含め、今後なお幅広く民間開放の可能性を徹底的に追求し、積極的に官業の民間開放を推進していくことが必要。

なお、以下に記述する民間開放とは、a 民間委譲（民営化、譲渡） b 民間への業務委託（包括的、個別的）を含む考え方である。民間開放の精神に鑑みて、最も望ましくは、可能なものについて民間委譲を行うということであり、民間委譲が当面可能でないものについては、まず包括的な業務委託を行うべきであり、それにも適しない場合においては、個別的な委託を図るという趣旨。また、上記民間開放により受け手となる者は、民間法人又は個人が考えられるが、以下では、総称して「民間」との表現を使用。

【具体的施策】

各分類における民間開放に向けた取組（例）

（1）給付、徴収業務

社会保険関連業務（国民年金・厚生年金・政管健保健康保険）

「民でできることは民で」を実践すべく、徴収率の向上、業務の効率化、国民本位のサービスを実現するため、全ての事務、事業について民間開放（包括的委託）すべき。

ハローワーク関連業務（職業紹介業務・雇用保険業務・職業訓練業務）

求職・求人のマッチング率を向上させる等の観点から、ハローワーク業務については、有料職業紹介や職業訓練等で優れた知見・ノウハウを有する民間の力を積極的に活用することが有効。ハローワークの職業紹

介業務等を抜本的に民間開放（包括的委託）すべき。

税の徵収

- ・ 国税の徵収

徵収業務にノウハウを有する事業者に国税徵収業務を民間開放（包括的委託）すべき。

- ・ 地方税の徵収

地方税の徵収業務については、国税の徵収業務と同様、徵収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要。このような事業者に地方税徵収業務を民間開放（包括的委託）すべき。

（2）公的施設等の整備・管理・運営

宿泊施設等

- ・ 国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センター

当面すみやかに、これら3法人（独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター）の統合を図るべき。

- ・ 庁舎・宿舎

庁舎・宿舎等については、短期的な行政需要を満たすもの等に限らず、長期的に行政の用に供する財産についても個別に採算性を正確に試算した上で、調達の方法を所有に限ることなく、賃借も拡大すべき。

- ・ 行刑施設

今後、刑務所等の新設に当たっては、構造改革特別区域法の改正によりPFI手法により設置する予定の美祢社会復帰促進センター（仮称）の実施状況も勘案しつつ、PFI手法による整備を積極的に進め、民間開放（包括的委託）を図るべき。

（3）統計調査、製造等

統計業務

国が直接調査等を行っているものについては、速やかに民間開放（包括的委託）を行うとともに、地方公共団体の統計部局が実施しているものについても、国と地方の役割分担等について再度検討し、民間開放（包

括的委託)を推進すべき。

製造業務

- ・ 印刷関連業務

規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成16年3月19日閣議決定)に基づく「切手、葉書、証券、政府刊行物等の製造、印刷等業務の継続の必要性等の検討」の時期を前倒しして、速やかに結論を得るべきである。また、法律案、予算案等のいわゆる政府文書、官報、日本銀行券の製造・印刷についても併せて検討し、民間開放(包括的委託)を図るべき。

競売

米国の例を踏まえ民間競売制度を導入する方向での検討に着手すべき。

(4) 検査・登録、資格試験等

検査・登録

- ・ 工業所有権登録

工業所有権の登録に関しては、民間開放(包括的委託)を図るべき。なお、そのための条件整備に当たっては、客観的かつ審査にばらつきが出ないような基準作りのみを国が行い、運用部分を民間に任せるべきことに留意する必要。

資格試験

- ・ 運転免許試験

運転免許関係事務の更なる民間開放の観点から、学科試験その他の全ての業務の実施について、委託可能な事務は民間に委託すべきである旨を明記した文書による指導を各都道府県警察に対し行うべき。

国公有財産管理制度の見直し

官業の民間開放及び国公有財産の利活用を一層進める上で条件整備の一つとして、行政財産であっても貸付けその他の私権の設定が認められることをPFI事業に限らず一般原則化し、本来の用途又は目的を著しく妨げる場合のみ例外的に私権の設定を認めないとするなど、今後の官業の民間開放に関する当会議の答申が進む中で、民間開放される事務・事業の進行に当たり必要となる施設等の利活用が円滑に行われるよう環境整備を図るべき。